

社団法人溶接学会規則改定(年会費改定)について

理事会議決 平成23年3月28日
総会議決 平成23年4月21日

社団法人溶接学会規則第 17 条を下表のとおり改定することになりました。

現 行	改 定	備 考
第17条 定款第14条の入会金、会費については以下のとおりとする。	第17条 定款第14条の入会金、会費については以下のとおりとする。	
1. 入会金	1. 入会金	
正員 1,000円	正員 1,000円	
学生員 1,000円	学生員 1,000円	
2. 年会費	2. 年会費	
正員 10,000円	正員 <u>12,000円</u>	正員年会費
学生員 5,000円	学生員 <u>6,000円</u>	学生員年会費
賛助員 1口40,000円を1口以上	賛助員 1口40,000円を1口以上	

※年会費改定の実施は、平成 24 年度年会費納付からとします。

【改定理由】

溶接学会は、平成 18 年（2006）年に賛助員年会費の改定（値上げ）をさせて頂きましたが、正員、学生員の年会費は昭和 57 年（1982）年以来約 30 年間据置きでした。

一方、全国大会や講習会を充実し、論文集の WEB 化対応などを推進するとともに、ホームページの開設など会員へのサービス向上にも努めてまいりました。

しかし、他学会と同様に昨今の会員数の減少は避けられない状況であり、財務状況は年々厳しくなっています。今後、より一層会員サービスを向上させるためには、システム投資が必要不可欠であり、さらに若手育成を含めた活性化のためにも財源が必要な状況です。

そのため、平成 24 年度に予定している新しい法人制度への移行に合わせ、他学会並みのレベルに正員および学生員の年会費を改定いたしますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。